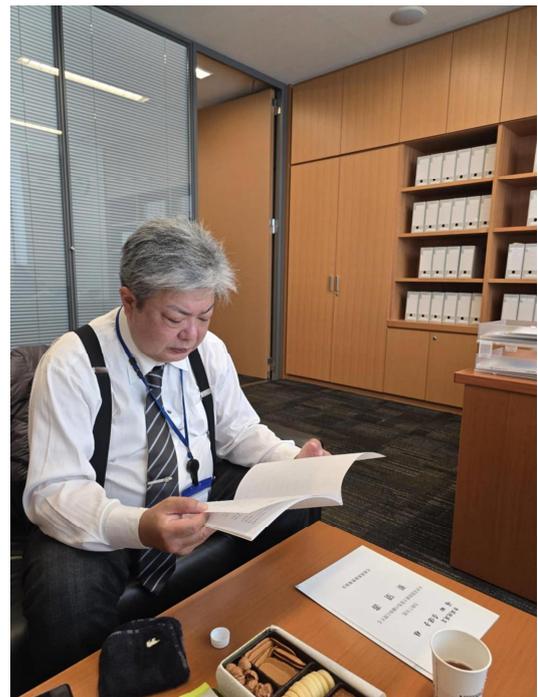


根室市議会議長 田塚 不二男 様

会派名 市政クラブ工藤 勝代 

政務活動報告書

区分	<input type="checkbox"/> 調査研究 ・ <input type="checkbox"/> 研修 ・ <input type="checkbox"/> 広報 ・ <input type="checkbox"/> 広聴 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 北方領土対策活動 ・ <input type="checkbox"/> 会議
活動テーマ・目的等	視察先： 北方領土返還要求中央アピール行動「アピール行進」参加 北方領土パネル展・根室管内物産展（新宿駅西口地下広場） 要請行動（北海道選出議員 篠田奈保子）
期間	令和6年11月30日（土）～12月2日（月）
参加者氏名	工藤勝代・中村久
応対者	要請行動（篠田奈保子衆議院議員）
場所	〒100-8981 東京都千代田区日比谷公園 1-5 〒100-8981 東京都千代田区永田町 2丁目 2-1 衆議院会館
行程	11月30日（土）根室→中標津空港→羽田空港→東京都内 12月1日（日）北方領土返還要求中央アピール行動「アピール行進」参加、新宿北方領土展視察、要請行動 12月2日（月）東京都内→羽田空港→中標津空港→根室市内
内容・成果等	<p>令和6年度のアピール行動は、19回目となります。</p> <p>中央アピール行動は、領土問題解決の進展が見られない中、国民世論の喚起・高揚を図るため、平成19年に始まり現在までつづいています。12月1日となっているのは、昭和20年、安藤石典根室町長がGHQに対し、北方領土問題の陳情書を提出した日であり、「返還要求運動はじまりの日」とされるためです。</p> <p>今年度は12月1日が日曜日になったこともあり、全国47都道府県の返還要求運動関係者約500人の中に根室市から初めて高校生の北方領土四世が参加することが叶いました。また、道議会も議会期間中ではありましたが土日を利用して参加いただける方がいつもより多かったと感じました。</p> <p>19回の中で500人を超える方々が北方領土返還の思いをもって集まり一同にシュプレヒコールを上げることや、領土への島民の声が報道に全国掲載される等意義ある活動となってはいますが、やはり、若い世代が参加しやすい環境づくりが必要と感じる中であつたこともあり、これからも日程を調整して開催することも必要なのではと感じました。</p> <p>新宿での北方領土展は新宿駅の工事もあり、人の通りが心配されましたが、多くの来場者に恵まれていました。</p>



報告番号 1号
令和6年9月12日

根室市議会議長 田塚 不二男 様

会派名 市政クラブ
代表者名 工藤勝代 

政務活動報告書

区分	<input type="checkbox"/> 調査研究 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 研修 ・ <input type="checkbox"/> 広報 ・ <input type="checkbox"/> 広聴 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動 ・ <input type="checkbox"/> 北方領土対策活動 ・ <input type="checkbox"/> 会議
活動テーマ・目的等	政策議会と一般質問 議会と議員の成果を考える
期間	令和6年8月2日（金）9：00～16：00
参加者氏名	工藤勝代
応対者	法政大学講師：土山希美枝
場所	〒060-0004 札幌市中央区北4条西7丁目1番4 北農健保会館
行程	8月1日 根室→中標津空港(16:25)→札幌(17:30) 8月2日 札幌市内での研修(9:00-16:00) 8月3日 札幌(11:15)→中標津空港(12:10)→根室17:00
内容・成果等	<p>議員にとって重要な仕事である「一般質問」についての再構築、振り返りや今後の活動への学びとして全国の自治体の議会改革にかかわり議会の活性化に成果を上げている土山先生から学びたいと考え研修に参加しました。定員30名の研修でしたが、実参加者は10名ほどでした。</p> <p>9：00～スタート</p> <p>議員自己紹介から、今回議員の悩みや課題を持ち寄っており、個人的な課題や悩みは口外しないことの確認をしたうえで、この研修で解決したい内容を共有しました。</p> <p>9：30～講義内容 (政策議会の基礎理論研修の成果として)</p> <p><u>自治体は、「市民が必要不可欠とする政策・制度を整備するための機構」「政策をよりよく整備する」のが自治体の目標</u></p> <p><u>議会と長はそのために種類のことなる権限を与えられています。</u></p> <p>議会は政策・制度の制御を市民の信託/負託に応え議論と決断によって「よい」状態にすることが成果と言えます。</p> <p>そのための、手法のひとつである「一般質問」は議員の自己アピールの場ではなく「市民が必要不可欠とする政策・制度を整備するための議論の場」としての役割を担っており、議員の気づきや市民活動からの視点も入れた議論ができ、わかりやすい内容にこころがけ、議員</p>

の質問が「自分が伝えて欲しいと負託した意見を発言してくれている」と実感していただくことに注意しなければなりません。

また、自分の質問だけではなく、全体の議員の質疑や答弁が継続的にどのように対応されたかを、記録して追いつづけている議会もあることを知り、自身が他の議員の質問については、その議員が追いつづけているという認識でしたが、全体の議員の質疑や答弁のその後は質問にたつことはなくても、自分ごととして追いつづけることが大切と実感し今後の活動につながる勉強となりました。

(他の議会の一般質問の例や開かれた議会について)

「一般質問をひとりの質問にしない仕組み」をとりいれている。

- * 議会としてとりあげた質問を委員会につなぐ
- * 全員協議会で一般質問の内容を委員会の所管事務調査につなぐ
- * 委員会代表質問制度を持ちそこでの質問とする
- * 全議員参加の一般質問検討会議で質問の磨き上げをする
- * 新聞の折り込みチラシや議会だよりでPRする
- * 議員どうしで選ぶ今議会のベスト一般質問賞
- * 一般質問のその後を追跡し、議会だよりなどで掲載

こういった取組みを、この後、議員として取組み始めたいと思います。また、議会として取組めることを提案していきます。

たかが一般質問、されど一般質問

が一般質問
 地方自治法にはない仕組み
 「議員のパフォーマンスより議会改革」
 ど一般質問
 政治家であり議会の一員である議員の知見と活動の集約
 まちの政策課題」の争点提起
 はなやかで意義のある場、「議員必携」の実はどか?

